

## くるみ保育園 報酬規程

### (評議員の報酬)

- 第1条 定款第8条に基づき、評議員に対しては無報酬とする。  
但し、費用弁償は別途支給するものとし、「くるみ保育園評議員費用弁償規程」に基づいて支給する。

### (役員報酬)

- 第2条 定款第22条に基づき、理事・監事に対しては無報酬とする。  
但し、費用弁償は評議員会において定める範囲内で別途支給するものとし、「くるみ保育園役員等費用弁償規程」に基づいて支給する。

### 附則

この規程は平成29年4月1日より施行する